

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名		神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例			
条 例 番 号		平成15年神奈川県条例第73号	法規集	第15編第6章第1節	
所 管 室 課		警察本部交通部交通捜査課			
条 例 の 概 要		暴走族及び暴走行為を行う者（以下「暴走族等」という。）の追放の促進に関し、県、県民、保護者等の責務及び暴走行為を防止するために必要な事項を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、県民生活の安全と平穏を確保し、あわせて少年の健全な育成に寄与するものであり、必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例は、暴走族等のいないまちづくりのために、暴走族の指導、金品要求等の禁止、車台番号の識別が困難な自動二輪車の運行禁止、暴走行為助長禁止重点区域の指定等を規定することで暴走族等の検挙を含めた暴走行為の抑止に資する取組が推進されており、有効に機能している。			本条例制定後の検挙状況 ・車台番号の識別が困難な自動二輪車の運行禁止違反 1件1人 ・暴走族の指導、金品要求等の禁止違反 8件10人
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例は、暴走族への加入の防止及び脱退の促進並びに暴走族等に関連する特有の行為の禁止を規定しており、本条例により、暴走族等の追放の促進が効率的に図られている。			加入防止教室実施数 ・令和元年 674回 35,355人 ・令和2年 135回 12,075人 ・令和3年 373回 17,293人 ・令和4年 419回 29,621人 ・令和5年 497回 27,613人
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例は、暴走族等のいないまちづくりの推進を図り、県民生活の安全と平穏を確保し、あわせて少年の健全な育成に寄与することを目的としており、「犯罪や事故のない安全な地域社会づくり」を掲げる県の総合政策である「新かながわグランドデザイン」に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、暴走族等の追放の促進に関し、一部の規定に罰則を設けて必要な事項を定めているものであるが、合理的な範囲内であって、憲法、法令に抵触しない内容である。			
その他					

見	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等
直	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられないため。
し	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
結	4 改正及び運用の改善等を検討する。	
果	5 廃止を検討する。	